

## 7 第45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係

### 【改正の概要】

平成25年度の税制改正において、特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しが行われた。なお、①、②又は③の措置の適用がある場合には、④の措置は適用できないこととされている。

① 半島振興対策実施地域に係る措置について、青色申告書を提出する法人が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（一定の基準を満たすものに限る。）に係る地区として関係大臣が指定する地区において、機械装置、建物等及び構築物の取得等をして指定事業の用に供した場合には、これらにつき、5年間普通償却限度額の32%（建物等及び構築物については、48%）の割増償却ができる措置に改組された。

この制度の適用対象となる資産は、機械装置、建物等及び構築物のうち、次の事業の区分に応じそれぞれ次の設備を構成するこれらのものとされている。

イ 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上（資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあっては1,000万円以上とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあっては2,000万円以上とする。）である場合のその一の設備

ロ 農林水産物等販売業又は情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合のその一の設備

(注1) 関係大臣とは、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。下記②及び③において同じ。

(注2) 指定事業とは、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等をいう。下記②及び③において同じ。

(注3) 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物等にあつては、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。なお、資本金の額等が5,000万円超である法人にあっては、新設又は増設による取得等に限る。下記②及び③において同じ。

② 離島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区に係る措置について、青色申告書を提出する法人が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（一定の基準を満たすものに限る。）に係る地区として関係大臣が指定する地区において、機械装置、建物等及び構築物の取得等をして指定事業の用に供した場合には、これらにつき、5年間普通償却限度額の32%（建物等及び構築物については、48%）の割増償却ができる措置に改組された。

この制度の適用対象となる資産は、機械装置、建物等及び構築物のうち、次の事業の区分に応じそれぞれ次の設備を構成するこれらのものとされている。下記③において同じ。

イ 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500

万円以上（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人にあつては1,000万円以上とし、資本金の額等が1億円超である法人にあつては2,000万円以上とする。）である場合のその一の設備

ロ 農林水産物等販売業又は情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合のその一の設備

③ 奄美群島に係る措置について、青色申告書を提出する法人が、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、奄美群島の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（一定の基準を満たすものに限る。）に係る地区として関係大臣が指定する地区において、機械装置、建物等及び構築物の取得等をして指定事業の用に供した場合には、これらにつき、5年間普通償却限度額の32%（建物等及び構築物については、48%）の割増償却ができる措置に改組された。

④ 過疎地域に係る措置及び振興山村に係る措置の適用期限が2年延長された。

なお、連結納税制度についても同様の規定が定められている。

**【新設】(中小規模法人であるかどうかの判定の時期)**

**45-13** 法人が中小規模法人に該当する法人であるかどうかは、その取得等（措置法第45条第2項に規定する取得等をいう。）をした産業振興機械等を指定事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

**【解説】**

- 1 本制度の割増償却制度（措法45②）の適用対象となる中小規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が5,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人をいう（措令28の9⑫）。
- 2 この「中小規模法人」に該当するかどうかの判定は、上記1のとおり資本金の額若しくは出資金の額の外形的基準で行うこととされているため、その判定の時期として、例えば、①期首、②割増償却制度の対象となる設備（以下「設備」という。）の取得等（措置法第45条第2項に規定する新設又は増設に係る設備の取得等を除く。以下同じ。）をした時、③設備を指定事業の用に供した時又は④期末をあげることができ、これらの時期のうちいずれの時期において中小規模法人に該当しても、他のいずれかの時期においては中小規模法人に該当しないということがあり得るところである。このため、中小規模法人に該当するかどうかの判定をいつの時点で行うべきかという疑問が生ずる。
- 3 ところで、この割増償却は、法人が行う設備投資に対する税制上の優遇措置であることからみて、中小規模法人であるという現況のもとに設備の取得等をして指定事業の用に供することを予定しているものといえる。このため、中小規模法人であるという現況のもとに設備の取得等をして指定事業の用に供した法人につき、期末において中小規模法人に該当しなくなったとしてこの割増償却制度の適用を受けられないとすることは、当該法人に思わぬ税負担を強いることになり、ひいては設備投資計画の修正を余儀なくさせる結果をも生ずることとなり、制度の趣旨に合致しないこととなる。
- 4 そこで、本通達においては、中小規模法人に該当するかどうかの判定は、その設備の取得等をして指定事業の用に供した時の現況により行う旨を明らかにしている。

したがって、設備の取得等をした時において中小規模法人に該当していたとしても、それを長期間貯蔵していたために、指定事業の用に供した時には中小規模法人に該当しなくなった場合には、この割増償却制度の適用はないことになる。
- 5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 27-15）を定めている。